

## (仮称) 自治基本条例素案検討委員会会議録 (概要)

会 議 名	第 4 回会議録
開 催 日 時	平成 21 年 9 月 26 日 (土) 13 : 30 ~ 16 : 30
開 催 場 所	一宮市市民会館 1 階 大会議室
出席委員氏名	浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、鵜飼委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松井委員、松下委員、松村委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計 16 名
欠席委員氏名	青木委員 計 1 名
出席した市職員	企画部次長、企画政策課長、同副主監 1 名、同主査 2 名、同主任 1 名 計 6 名
会 議 事 項	1. 提言書項目の検討 (第 2 章、第 3 章)
<b>会 議 内 容</b>	
松下委員長	<p><b>市民憲章唱和</b></p> <p style="text-align: center;">(市民憲章唱和)</p> <p><b>提言書項目の検討について</b></p> <p>それでは、議事を進行させていただきますが、その前に 1 点確認をさせていただきます。</p> <p>この委員会の流れについてですが、現在は、「提言書＝条例の内容・考え方・精神」について議論しています。議論が一通り終わりましたら、その後、事務局提示の「条文のたたき台＝実際の条文」を議論します。したがって、この委員会では、自治基本条例について、「内容・考え方・精神」と「実際の条文」の合計ふた回り検討することになります。</p> <p>提示していただく「条文のたたき台」はどのような形になるのか事務局からお願いします。</p>
事務局 (企画政策課長)	<p>委員会の議論でありましたように、できるだけわかりやすい言葉での作成に努めますが、条例ですので、法律文としてのルールに則った形で、かつ条文全体のバランスや文章表現に注意を払いながら作成することとなります。また、条文と一緒に、その考え方・この委員会での議論なども合わせた形でご提示す</p>

<p>松下委員長</p>	<p>ることを考えております。「解説文付きの条文」という形です。</p> <p>この委員会でも、再三、わかりやすい表現でということですので、それを踏まえ、解説文をつけた形でということですね。</p> <p>私たちが見ているのは提言書ですが、これが条文になったとき、考え方が変わることもあるかもしれませんね。その際は、また深く議論しましょう。</p> <p>それでは、お手元の「次第」をご覧ください。「2の（1）提言書項目の検討」に入ります。</p> <p>では、「提言書と他市条例の比較表」の8ページをご覧ください。本日は、第2章市民参加のまちづくりの「総合計画によるまちづくり」から検討に入りたいと思います。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【第2章市民の参加のまちづくり「総合計画によるまちづくり」を朗読】</b></p>
<p>松下委員長</p>	<p>考える会から趣旨説明をお願いします。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>その前に、先ほどの件で質問いいですか？ 今後の日程がついていますが、全体の議論は、いつまで行うのか教えていただけますか？</p>
<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p>最後に、ご説明しようとしていた部分ですが、今回、日程を追加しています。11月8日（日）と年明け1月11日（月・祝）の2回を追加しました。現在の提言書の検討が一段落したところで、条文のたたき台を事務局からご提示させていただきます。検討の進行状況により流動的ではありますが、11/8（日）あるいは11/29（日）になろうかと考えていますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>今回と次回で一通りの検討を済ませ、残ったところを11月8日（日）にできたらいいかなと思います。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>「総合計画によるまちづくり」については、まちづくり基本条例が先にあって、総合計画があるんだろうと思っていますが、</p>

<p>一色委員</p>	<p>6次総合計画ができあがった段階で自治基本条例をという形になりましたので、条例の中に個別項目として、入れるべきであろうということで、加えさせていただいております。</p> <p>今回の総合計画でございますが、従来に比べますと、市民のニーズを考慮して作っています。ただ、市民の関心は、生活に根ざした分野が主ですので、長期的、経済的なものを行政から追加した部分もありますが、今までの行政主導から市民との協働のスタンスで作られたものです。これは、現在の市長の考え方からくるもので、首長が変わった場合にこのままの手法でいくのかどうかは、明言できません。策定方法も違って来る可能性があります。市民のニーズを的確につかんで総合計画を策定するという点では、どの首長となっても共通することだと思います。</p>
<p>八木委員</p>	<p>④の表現で、「監視」という表現をあえて入れられた意味を教えてください。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>今までの計画は人任せであった。市民は、ある意味では傍観者であった。総合計画は市の骨格の部分ですので、これからは、市民も無責任に結果だけを問うのではなく、市民も参加して一緒になって進捗などを検討し、同時にそのリスクも一緒に負うということが求められるのではないかという広い意味で監視という言葉を使ったものです。「監視」という言葉が不適切であれば、意味を踏襲する形で変えていただいても構いません。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>「当事者になる」というような意味ですね。</p>
<p>八木委員</p>	<p>条文が出てきた時に、表現は考えていただければと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>考え方はよくわかりますね。こういうルールができることによって、中身・手法が開発されていくと思いますね。それでは、ここはこれでよろしいですね。次は、「意見・要望・苦情等」ですね。事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【第2章市民参加のまちづくり「意見・要望・苦情等」を朗</p>

	読】
松下委員長	考える会から趣旨説明をお願いします。
岩原委員	ここは、執行機関の意識改革を進めていただきたいという意味です。まだまだ縦割りでいろいろな対応が即座にできないという部分もあり、市民にやさしい行政になっていただきたいという強い要望で載せさせていただきました。
平井委員	パブリックコメント制度が国にも市にもあると確認しておりますが、それと、市民の意見を提出する制度との違いは何でしょうか。パブリックコメントは、内容がほぼ決まった段階で市民に問いかけると聞いておりますが、ここで言っていることは、何でも聞いて欲しいというものです。
事務局（企画政策課長）	「意見・要望・苦情等」に書いてあることとパブリックコメントは違うものと認識しております。市では、「意見・要望・苦情等」については、市民ポスト・市民メール・市民 FAX などに対応しております。
松下委員長	16 ページの流山市で「提案制度」という項目があります。これは、単なるアイデアではなく、こんなしくみでこんな予算でという具体的な提案を考えたらどうだというものです。平井さんが言われている提案というのは、こういうことですかね。考える会で議論にはなりませんでしたか。
岩原、平井委員	なりませんでしたね。
松下委員長	きちんと提案したいという市民には、こういう提案制度もあるということですね。
八木委員	一宮市には、市民メール・ご意見 BOX・市民 FAX など、必ず市長が見て、関係課等へ指示が出て、対応をとるということを今もやっています。その中で、私が気になっているのは、③の「相談窓口を一本化してたらい回しを行いません」という部分です。例えば、福祉課に生活困窮者が来たとき、住むところは建築住

岩原委員	<p>宅課になる。それでたらい回しと誤解されるかもしれないが、これは、専門職が対応するということであってたらい回しではない。あえて一本化と謳うのはどうか。</p> <p>ここでいう意味は、そんな高度なことではなく、手続きに行った時に窓口でウロウロしている人がいないように、案内を置くなど少し工夫がほしいよねという、そういった程度です。</p>
八木委員	<p>今年度から、フロアで案内する職員を配置するようになりました。職員のOBの方が声かけをして、迷っている市民の方を誘導するというものです。</p>
松下委員長	<p>窓口の施設そのものの話ということではなく、ハートのことですね。</p>
浅野委員	<p>総合計画のまちづくりの部分で、実際の現場では、市民が未成熟の部分もあり、混乱している部分があります。このように、しっかりした表現でこと細かに規定しまつては、現場がついていけないのではないのでしょうか。昨年の提案の大会で提案された5つの事業で予算化された事業はありません。徐々にやっていかないと現場が混乱し、意欲も萎えます。意見・要望に対して、手ごたえがないといけません。</p>
松下委員長	<p>意見と要望に対して、なかなか手ごたえがない。実際の手ごたえがあるように運営してほしいということですね。</p>
古池委員	<p>こうした意見が出た時、それを受け止めて審議する体制・システムが市にはできているのでしょうか。ある部局が回答して終わりというケースが多いんですね。予算面・実行面・規制面などを総合的に勘案して対応し、受け止めるシステムや審議する機関が必要ですね。また議会こそ、そういうシステムが必要な訳なんですね。行政と一体となって、大括りで議会も含めた対応が必要なのではないのでしょうか。流山市は、「市」という表現を使っていますが・・・。</p>
一色委員	<p>どういう段階での意見・要望かによっても、取扱いが違います</p>

	<p>が、市長へ直接入る手紙や電話がありますが、それは、すべて市長にあげ、担当課で方向性について定めたものを再度市長が目を通します。また、担当部局に直接来るものも桁違いに多くあります。国レベルで解決するもの、県レベルで解決すべきものもあります。対応の仕方はその都度違いますので、全体な仕組みとしてどうするかというのは、一概には申し上げにくい。</p>
山口（善）委員	<p>一番の問題は、市民にとって行政の動きがはがゆいことだと思います。市民の要望を受けて、行政として、事業をやりましようということになっても、予算や条例が伴わないことには事業を実施することは出来ません。いい意見だから新年度からやりましようという方針が出たとしても、予算や条例の関係は年4回しかタイミングがないので、市民に対してただちに「やります」という返答はできません。「検討します」のような官庁的な回答しか出来ない。だから、市民からは「スピードが遅い」と言われる。官庁的な答弁しかできないのが現実です。</p>
松下委員長	<p>今、どこまでいっているのかわかるようになるといいですね。我孫子なんかだと、予算の進捗段階もわかるようになっている。市町村の実情に合わせてということになると思います。が・・・。</p>
八木委員	<p>一議員として発言します。議員に対する市民からの要望・意見は多いです。その中でもプライベートなことは別として、市民のみなさんには請願権等もありますので、議長あてに出すという手法があります。議会として受け止める仕組みがあるということです。</p>
松下委員長	<p>この提言の方向性は、行政だけに限らず議会としても問題ありませんね。</p>
平井委員	<p>総合計画推進市民会議は、市の要綱によって設置され、検討に当たってはロジックモデルを使うことが決められています。それがなかなか市民にとっては困難で手こずっているのが現状です。今は、行政と市民それぞれが努力している助走段階だということをおきたいと思えます。</p>

石井委員	<p>運用はこれからの話です。ロジックモデルも市民参加の手法も変わっていくし、市民も変わっていく中で、ここで書かれるべきことは、方針とか一番押えるべきルールであると思います。現状がどうかということより、将来にわたって今ここで縛っておく方がいいという制度やルールを書くべきだと思います。特に、市民参加の手法は常に新しいものが出てくる。それを阻害しないような書き方、でも方針はしっかり明記する、そういうメリハリがあっただけいいんじゃないでしょうか。現状はうまくいっていないかもしれませんが、ルールをしっかりと押えることがこの条例の中で出来ればよいと思います。</p>
谷口委員	<p>石井委員の意見に賛成です。あまり細かなところに踏み込むより、大枠を作って未来に託す方がよいと思います。</p> <p>細かなところに踏み込むのではないですが、気になった点として、流山市も豊田市も「〇〇に関する意見・要望・苦情」というように、何についての意見かを明確にしていますので、明確にしたほうがよいと思います。</p>
松下委員長	<p>「市政に関する」ということでしょうか。</p>
谷口委員	<p>これは作文の問題ということでしょうか？</p>
松下委員長	<p>そうですね。</p>
松井副委員長	<p>意見・要望・苦情の項目での議論を聞いていますと、一つは、提案制度について入れるかどうか、もう一つは、古池委員から指摘がありましたが、要望等を担当部署に返すということであれば、流山市の33条1項でいうところの「中立な立場」を確保できないわけですから、同条2項のような「適正な体制」を作るか作らないかという判断が求められていると思います。</p>
松下委員長	<p>流山市でいうところの「提案制度」をたたき台に書いてみるという形でどうでしょうか。苦情等の部分は、流山市をベースに、今までの議論を加えた形で条文化するという形でどうでしょうか。</p> <p>次に、住民投票にいきたいと思います。事務局お願いします。</p>

事務局（企画政策課副主監）	<p>【第2章市民の参加のまちづくり「住民投票」を朗読】</p> <p>補足として、前回お配りした住民投票についての資料がありますので、ご覧ください。論点について、記述してございます。</p> <p>論点としてまず、常設型か個別型か。次に、義務型か非義務型か。これは議会の議決なしに住民投票を実施する規定があるかないかということです。3点目として、請求できるのは、だれがどのような条件か。4番目として、投票結果の取扱い、5番目としては、投票の成立要件として投票率が考えられること。最後の表は、比較表に挙がっている5市の状況をまとめたものです。</p>
岩原委員	<p>地方自治法でいっているものとは、別個のものです。地方分権が待ったなしで進み、まちづくりが自分たちの意思で決めなくてはならなくなる。そんな時のために、現にある制度を補完するために住民投票制度は必要になってくるだろうということで、ぜひ、設置をとということでございます。特に、③に具体的な数値がでていますが、参考までに申し上げますと、今年4月1日現在の一宮市の人口ですが、18歳以上が315,281人、20歳以上が307,886人です。18歳以上の1/10は31,528人、1/3は105,093人、1/50は6,305人です。また、20歳以上の1/10は30,788人、1/3は102,628人、1/50は6,157人となります。参考にさせていただきたいと思います。よろしくご議論ください。</p>
松下委員長	<p>あくまでも間接民主主義制度を補完するという位置づけは分かかった上で、それでもどうしても市民の意見を聴く場面はあるだろうということで、そのときのための仕組みを整備しておこうということですね。住民投票について触れていない自治基本条例は、ほとんどありません。論点はたくさんありますが、膨大なテーマですので、どこの都市でも大半は住民投票条例に送りましょうとしています。もちろん1/3とか1/10とかの数字が書いてある自治基本条例の中にはありますが、住民投票条例で別途、市民を交えて本格的な議論をするというのが今の大きな流れです。</p> <p>住民投票条例を置くということに異論はありますか？ 置くという前提であれば、ポイントは、「常設型」で「一定の規模に達した場合は議会を通さず住民投票を実施する」という規定を</p>



八木委員	<p>置くかどうかです。</p> <p>住民投票を経験した者としてお話させていただきますが、住民投票というのは選挙です。旧木曾川町は市町村合併に賛成か反対かで住民投票を実施しました。木曾川町 3 万 2 千人で 1 千万円かかりました。一宮市では、単純に 1 億円かかると思います。提言書に 1/50 (=6 千人) とありますが、町会長さんの組織を使えば 6 千人はすぐに集まる数字です。これを簡単にしているのかということです。例えば「新庁舎はいらない」とか「文化会館はいらない」で住民投票をするのかということです。ここまで数値的に細かく書くのではなく、委員長が言われるように、豊田市のように「実施することができる」程度にとどめるなら一委員として考えますが、ここまで細かく書くということは、そういう危険性があるということをお話させていただきます。</p>
松下委員長	<p>「どのようなテーマで住民投票を実施するか」のイメージが違くと議論がむづかしいですね。住民投票は、お金も手間もかかるし、選挙と同じようなルールが必要になります。費用面で選挙と比べると、ポスター代がかからないぐらいです。ここでは、このように費用がかかってもやらなくてはならないものをイメージしていただきたい。流山市では「将来に係る重要課題について」です。そういったものをイメージしていただいて。ポイントは、一定の数が揃ったら議会を通さず実行するかどうかです。共通の認識が必要です。</p>
松井副委員長	<p>常設型にするかどうかの判断は直ちにはできませんが、ある程度、共通認識を得たほうがいいですね。住民投票があることは自然な流れになっていると思いますが、どのようにするかというのはかなり重要な問題ですね。</p>
八木委員	<p>地方自治法では 1/50 で住民投票が出来ます。にもかかわらず (1/10 とか 1/50 とかを) あえて改めて書くのかということもあります。他市町村では「実施出来る」にとどめているところが大半のようです。</p>

<p>松下委員長</p>	<p>地方自治法にはおっしゃるとおりに記載されていますが、これを集めて議会に要求しますと9割以上は否決されています。これではいけないんじゃないかということで、ある程度集まったら住民投票できるようにしたほうがいいのではないかということです。1/3、1/10、1/8、1/6、いろいろな数値がありますが、「これだけ多くの市民の人たちがみんなで決めよう、投票で決めようと言っているのだから住民投票を実施する」、そういう数値がどれだけなのかという議論になっているんですね。</p>
<p>八木委員</p>	<p>議員としての経験をお話しますと、旧木曾川町で合併に関する住民投票請求が行われた時、私は自分が議員であることを恥じ、挫折しました。選挙で選ばれた議員は町民から付託されています。議会で審議した結果合併となりましたが、あらためて住民投票請求が出て「住民に決めさせろ」ということになりました。ということは議員はいらないという話です。そういうことを私は経験しているので軽々に住民投票を入れるのはどうかと思います。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>議員さんも全権を委任されたと思わないほうがいいと思います。今回の民主党も政権を握りましたが、マニフェストの中の高速道路無料化は反対意見が多いですよ。それと一緒に、議員さんも「全て私に」という重荷を背負う必要はないので、失望することもないし、自信を失うこともないと思います。ここで大事なことは、議員さんを否定しているのではなく、選んだ議員さんを信頼しているんだけど、すべて白紙委任したわけではない、重要案件については市民ひとりひとりが参加する権利も残してほしいということなんですね。議員さんを見捨てるわけではないんだけど、そういう道も残しておいてほしいという要望です。自治基本条例にこんな具体的な数値を入れるのかという議論もありましたが、私たちが1/10という数値を入れたのは、住民投票を安易に頻発して、混乱と無用な費用をかけるのはいけないよねという考えからです。どれくらいの数値だったら議会も行政も受け入れていただけるかを逆算で考え、その数値が1/10ということです。考える会は、アンケートを足で稼ぎましたが、全部で約3000通でした。これだけがんばって3000通ということは、1/10=31,000人を歩いてとるということ</p>

<p>石井委員</p>	<p>は、相当なエネルギーと市民の共感を得なければむつかしいよねということです。この数値が理想かどうか分かりませんが、安易にやれないようなものがこの数値だと考えた訳です。ハードルを上げることによって、みなさんの懸念がもし払拭できるのであれば、「制度は作るけれどもハードルはなかなか高いですよ」でもいいと思いますが、制度だけは、ぜひお願いしたい。</p> <p>1/50 が地方自治法に書かれていますが、議会で否決されることが多い。もう一つ、考える会で議論したのは、首長などのリコールが 1/3 なので、それと 1/50 の間ぐらいかなあとということで、議論の中で出てきたのは 1/10 が妥当ではないかということです。1/10 は約 3000 なので、一宮市ではかなりしんどいことなので、それくらいの数値になるのではないかということです。もっと小さいまちであればハードルが上がるかもしれませんが、一宮市ではこれくらいではないか、そのような根拠で 1/10 が出てきたというふうに覚えています。</p>
<p>八木委員</p>	<p>考える会の方の思いはわかりましたが、実際はたいへん重いことですので、もっと幅広く、商工団体、老人会、子ども会など、いろいろな分野の方たちの意見を集約してもらえたならよかったのですが、アンケートは 10,000 通を目指した結果、約 3000 通でした。ということは、ごく一部の方たちの意見だしか思えないんです。もっとたくさんの方たちにも問いかける必要があると思います。そういう意味でも、豊田市のような「条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます」にとどめておけばいいのではないのでしょうか。その後、18 歳以上なのか 20 歳以上なのか、どの部分でやるのかなど、その事案によって決めればよいと思います。また、もう一つお聞きしたいのは、何を想定して住民投票を出したのですか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>例えば合併であるとか、後年度負担の非常に大きい施設とか事業です。</p> <p>1/10 などいろいろな数字がありますが、考える会の思いとしては、住民投票を検討する別の委員会に丸投げではなく、この委員会で結論が出れば、ぜひ載せていただきたいと思います。</p>

松村委員	私も、合併協議会委員として住民投票を経験しましたが、想像を絶するほどたいへんなものでした。ですから、住民投票に対する思いは強いのですが、あえて数字を書く必要はないと思います。これは重い話ですので、別の委員会でこと細かに検討すべきだと思います。数字を載せる必要はないのではないかと思います。
松下委員長	住民投票を載せることには賛成だけれど、そこまで議論するにはもう少し緻密で広範な議論の必要があるだろうということです。住民投票は民主主義を考えるよい機会ですので、これをきっかけに再度みんなで考える機会を作り、その際に自分たちはどれくらいの数だったら投票するのかを、費用なども含めて細かに検討したほうがよいということです。
山口（善）委員	私の経験で言えば1/10は簡単に集まります。いろいろな団体を動かせば集まります。高いハードルではありません。率というのは、案件にもよるでしょう。数字を入れるのはいかなものかなと思います。
平井委員	考える会では、市民が納得するよう議会でしっかり議論していただき、その結果を示していただければ、住民投票はなくても済むんじゃないかという意見もありました。
鵜飼委員	二市一町合併して、まだまとまりがありません。時間がかかります。もう少し時間をかけさせていただきたい。
松下委員長	性急な結論を出さないでほしいということです。特に数の問題について。
八木委員	合併して議員の数が減りました。議会も変わりましたし、変えていきます。目に見えて、市民の方にわかるように変えていきます。
松下委員長	1/10はハードルが高い、低いという様々な意見がありました。また、もう少し広範に議論すべきという意見もありました。ということは、この条例で数字を具体的に書くことはやめたほう

がいいんじゃないか、さらに慎重に議論した方がいいんじゃないかというのが大勢の意見だと思います。私は私で意見がありますが、それはそれとして、こうした方がいいと思います。

それから、住民投票についての規定を置くということについてです。重要な課題、後年度負担が大きいようなものなど、数は様々ですが、本当に最後にみんなで決意しようよということは今後出てくるはずで、そういうときに、議会の議決を経ることなく住民投票が出来る、要するにみんなで意思決定することが出来る仕組みを作ろうということは理解できる、ということによいですね。

もう一つは、「尊重する」という部分。「従わなければならない」はおそらく法律違反になります。議会で決めなければなりません。しかし、みんなで決めたことを守らなくていいというのもおかしな話です。そうすると、それを表現するものとして「最大限尊重します」あるいは「尊重します」という言葉が考えられます。「尊重します」というのは非常に意味があって、基本的には尊重するが、市長として政治生命をかけて覆すという余地もあるということです。また、「最大限」を書くかどうかですが、「尊重します」でいきましょうか。

この制度で本当に議論すべきは、どうやって正しい情報を提供するかです。情報提供の仕方によって答えは変わってきます。

それでは、数の記載はやめて、「実施しなければならない」「尊重します」ということでいきたいと思います。

ここで、休憩にしたいと思います。

< 休 憩 >

松下委員長

休憩中に、豊田市のように「条例を定めることにより、住民投票を実施することができます」と書いたほうがよいのか、流山市のように「これを実施しなければなりません」と書いたほうがいいのか、どちらなのかという指摘がありました。ここで、簡単に皆さんにお聞きしたいと思います。

— 多数決で、豊田市方式として条文化することとなった —

それでは、第3章の市民自治の仕組みの「協働のまちづくり」

	に進みたいと思います。事務局からお願いします。
事務局	<b>【第3章市民自治の仕組み「協働のまちづくり」を朗読】</b>
岩原委員	ここはこのままです。補足はありません。
松下委員長	ご意見ありませんか。
谷口委員	市民は個人ですか？ 団体も含むのですか？
松下委員長	市民の定義はまだしていません。要するに、市民も企業も団体も全てです。これから文書整理が必要です。 次に、まちづくりと地域活動団体について、事務局からお願いします。
事務局	<b>【第3章市民自治の仕組み「まちづくりと地域活動団体」を朗読】</b>
岩原委員	地域活動団体は、3ページの④に定義がありますが、基本となるのは町内会となるのではないかと考えています。20～30世帯というのは、地域によっていろいろで、組と称しているところもありますが、いわゆる「向こう三軒両隣」のイメージです。
松下委員長	条文ではないので細かな表現もありますが、①は位置付け、②は独特の表現になっています。③④は役割、⑤～⑦は運営のルール、⑧は住民から見た団体への関わり方、⑨は行政の施策ですね。ご意見をお願いします。
八木委員	すぐ上の「協働のまちづくり」に全て網羅されているように思います。あえてここまで細かく書く必要があるのかなと思います。前回、町内会のあり方をかなり議論したが、町内会は町会長会でしっかりやっていたので、改めてここに載せるのは適当でしょうか。
石井委員	今回の条例での提案は、まちづくりの主体として地域活動団体は重要であると位置づけています。あえて、くどうようです

<p>谷口委員</p>	<p>が、丁寧に書いて役割を明確にしたいという思いからです。</p> <p>全体のバランスから見ても、ここまで書く必要があるのかなというのが素直な感想です。これはこれで納得は出来ますが……。また、少し引っかかっているのは、地域活動団体がまちづくりの主体という、昼間人口である市外から入ってきている人たちがこの枠組みに入らなくなってしまいます。小さなまちならいいかもしれませんが、今の一宮市の目指す方向から考えると、そぐわないのではないかという印象を持ちました。結論としては、ここまで書く必要はないと思います。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>提言書に書いてあることはすでに現在やっています。書く必要はないと思います。</p>
<p>今井委員</p>	<p>やはり、ここまで細かく書く必要はないと思います。内容はよいと思いますが、あえてこれだけのスペースを使って書くものなのかなと感じます。</p>
<p>山口（昇）委員</p>	<p>条文としては細かすぎるとは思いますが、こういうことに対する思い入れというものは非常によく伝わると思うので、解説文に盛り込みたい内容だと思います。</p>
<p>浅野委員</p>	<p>今、新たな課題として防犯ネット、見守り隊が各地区で行われていますが、介護等の問題から考えると、②の「20～30世帯の単位をまちづくりの重要な担い手」という表現に注目しています。条文に入れる必要はありませんが、②の内容は、介護・福祉の問題からは重要な指摘だと思います。独居・老人世帯のチェックなどは民生委員さんがやっておられますが、お忙しいですし、従来の町内会にも多くは期待出来ないと思います。そういう意味では、20～30世帯のものを育てていかなければならないという指摘は重要だと思います。私はNPOをやっています、地元の地域コミュニティをどうやっていくかについては、非常に興味があります。この表現は解説文で結構ですのでよろしくお願ひしたいです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>新たな形も必要だということですね。</p>

浅野委員	<p>こういうことをやらないと重要な主体にはなりませんね。意識しないと誰もやりません。「やってちょー」だけでは、やりませんね。</p>
松下委員長	<p>条文に書くのはむつかしいですね。</p>
谷口委員	<p>私の住んでいる大志連区では、20～30 世帯がだんだん構成しにくくなっています。現在、公民館の魅力ある活動の委員をやらせていただいているのですが、従来の町内会を含めてどうやって再構築しようかということを議論しています。ですから、大志のようにインナーシティー化しているところと、旧木曾川とか旧尾西、旧一宮など、今の一宮市はモザイク状態になっていますので、あまり細かく規定されると、ついていけないエリアもあるのではという危惧があります。</p>
浅野委員	<p>少々言葉足らずでした。小集団という意味で、いいのとはということです。</p>
鵜飼委員	<p>浅野委員が介護・福祉の問題を言われましたが、ボランティアなど一生懸命やっていますので、そういう心配はないと思います。皆ひとつになってまとまっていますので、この提案は必要ないと思います。</p>
平井委員	<p>考える会の議論では、総論のようなことを決めようとしてもどうしても地域のことに戻ってしまっていて、やっぱり地域共同体への思いが強いんだなあと感じました。細かいことを書いて理解していただくことは必要ですが、一言で言えば「コミュニティの形成」ですむと思います。</p>
松下委員長	<p>まとめとしては、地域活動団体の「位置づけや役割」、「運営」、「それに対する積極的な行政や市民の関わり方」という 3 つの分野で条文を書いていって、浅野委員が言っておられる新たな形のようなものは条文に書きにくいと思いますので、解説に入れていくということでどうでしょうか。</p>
今井委員	<p>運営ルールの中に⑦の「若い人を巻き込んで、育てる」とい</p>



<p>松下委員長</p>	<p>う部分をぜひ入れていただきたいと思います。地域活動団体というどうしても熟年層を連想しますので。</p> <p>条文に入れるのは難しいと思いますが、解説の中に入れる方向でよろしいですね。</p> <p>それでは 3 つにまとめるということにしましょう。「位置づけ・役割」、「運営」、「積極的な関わり」にまとめみて、うまく入らなかったら解説に入れるということできましょう。</p> <p>次は、まちづくりとNPOをお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【第3章市民自治の仕組み「まちづくりとNPO」を朗読】</b></p>
<p>岩原委員</p>	<p>他市ではチョコチョコっとなら書いてありませんが、一宮市ではNPOについてもスペースを割いています。NPOは歴史もまだまだ浅く市民の認知も低いですが、隙間の部分をNPOが埋めていくという部分でこれから進んでいくと思います。そういった意味で、一宮市がNPOを育て、NPO自身がネットワークを組み、まちづくりの一助となっていていただくであろうという期待を込めて書きました。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>これも、位置付け・役割、運営方法、関わりについて整理されているようですが、何かご意見ありますか。</p>
<p>八木委員</p>	<p>あえて、なぜNPOなのですか。たとえば、子ども会など地域活動団体は入ってこないのかということになる。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>地域活動団体に子ども会などは含まれています。NPOをなぜ、抜き出したかといいますと、これからは、NPOに頼らざるを得ない時代になってきたんだという認識からです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>「地縁組織」と「テーマで集まってきた組織」、あるいは「地域を基盤とする活動」と「地域を基盤としないが自分の関心で動く人たちの活動」、それが縦糸と横糸になって、まちづくりを進めていくという整理ですね。</p>
<p>山口（善）委員</p>	<p>これは言葉の使い方だと思います。地域活動団体、NPOすべて</p>

<p>松下委員長</p>	<p>含めて、まちづくりの主体という条文構成になっていて、ここで、独立して NPO だけ独立して特別の位置づけで抜き出して書くということは、補完するとかそういう言葉だとわかりやすいのではと思います。</p> <p>提言書では、地域活動団体については前段で詳しく述べており、同時に NPO などの団体もここで詳しく述べています。考える会では、地域活動団体と NPO が両輪となって、時には別々に、時には一緒にやっていくことが、まちづくりに大事なことなのではないかという考え方ですね。</p>
<p>浅野委員</p>	<p>NPO は基本的にはボランティアから出たものです。以前、市の広報で NPO とボランティアの違いに関する連載がありましたが、結局両者の違いはよくわからなかったというような状況でした。ですが、現在、一宮市には 600 ほどの NPO・ボランティア団体があり、その内、NPO 法人が 59 あります。全国的には 36,000～37,000 あります。こうした状況から、今は、NPO は一つの概念として独立していると思います。また、NPO は、専門性があり不特定多数にサービス等を提供する活動団体ということになると思います。また、協働ということになれば NPO はまだ力がありません。発展途上です。ここらを認識していかないといろんな意見が出てくると思います。</p> <p>今後、行政との協働という方向に行く以上は、NPO も優れた専門性を持っていなければなりません。にもかかわらず、現状は有給スタッフがほとんどいません。有給スタッフと場所をそれぞれに確保しないと専門性は保てません。NPO は、ある意味では行政サービスの一部を担っていくわけですから、その辺を方向付けられたという意味では、NPO を別書きされたのは非常によいと思っていますが、こうした状況も把握しながら簡潔に誤解のないような表現でお願いしたいと思います。</p>
<p>石井委員</p>	<p>提言書で言う NPO の定義は、NPO 法人・ボランティアだけではなく、社会福祉法人や公益法人なども含みます。また、商工団体も NPO の中に入ります。営利を目的としない、公益を目的とした団体を NPO と定義しています。そういったものを NPO と定義したときに、先ほど松下先生がおっしゃった「地域で活</p>

<p>松下委員長</p>	<p>動する団体」と「特定のテーマによって集まった団体」とがまちを作っていくんだという認識で言葉を使っているという風にお考えになるといいのかなと思います。</p> <p>NPO という表現は法務的にはむつかしいので、「地縁団体ではないテーマを共通にする活動団体」をどう表現するかについては、誤解のないようにしましょうということですね。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>宇都宮にあるような表現、「地縁によらない非営利活動団体」のようでいいのではないのでしょうか。ここでは、そういった団体が相互補完で協力してやっていくということと、そういう団体を支援していこう、理解していこうということだと思います。提言書に書いてある「責務」の内容は NPO の定義のようなことなので、ここでは必要ないと思います。町内会や老人会とは違った経営の活動団体という表現であれば分かりやすいですし、相互補完的にやっていくということで載せていけばよいと思います。</p> <p>余談ですが、若い人たちで構成されている NPO はたくさんあるので、そこに対して「若い人とともに」というのは、ちょっと違和感がありますね。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>提言書の後ろの方に支援の部分がまたあって、「責務」とだぶっていて、再整理が全体に必要ですね。全体を見ていないので、とりあえずここだけの議論ですが、地縁以外の非営利組織をどのように書くか工夫して、それが大事な位置づけにあること、それが相互に連携しながら活動していくことが大事ですよと書く。若者の参加とは書きにくいかもしれないので、年令・年代によらない運営というようなことで書きましょう。また、支援も書いていくということだと思います。</p> <p>次、事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【第3章市民自治の仕組み「活動団体の支援と育成」を朗読】</b></p>
<p>岩原委員</p>	<p>②の「自主性や自立性を損ねるような」というのは、行政のおせっかいはやめてくださいという意味です。</p>

松下委員長	<p>ここでいう活動団体とは、地域活動団体や NPO 団体も含まれますね。やはり、支援の部分が重なっていますね。</p>
谷口委員	<p>③も大きなお世話だと思います。人材養成は市民が自主的にやればいいことであって、市が NPO を育成するというのは抵抗があります。人材育成 NPO というものもあるわけですし。</p>
松井委員	<p>ここは、あまり細かく書かなくていいのではないのでしょうか。全般的な支援ということでもいいのではないのでしょうか。</p>
松下委員長	<p>ここは、文章の問題ですから、細かなところは整理しながら、もう少し丸めていいかもしれないですね。 それでは、次、事務局お願いします。</p>
事務局	<p><b>【第 3 章市民自治の仕組み「地域づくり協議会」を朗読】</b></p>
岩原委員	<p>地元の問題は町内会で解決が第 1 原則。それができないのであれば、連区、そして行政ということになるのではないのでしょうか。現在、西成連区地域づくり協議会が試行的に行われているようですが、その結果等を分析して書いているわけではありませんが、将来的には、西成の経験が発展的に全市に広がればよいということで書かせていただいております。将来に向けての思いということですか。</p>
松下委員長	<p>地域づくり協議会が全市的に広がることを願って書いているということですので、条文の書き方はもう少し抽象的になるかもしれませんが、抽象的になったとしても、こういう条文を置きましょうということですね。いかがでしょうか。</p>
八木委員	<p>地域づくり協議会はたいへん重要な問題です。名古屋市も地域づくり協議会に取組み、町会長会と二重構造ではないかということで、いろいろな問題がでてきているようです。地域の皆さんと、地域づくり協議会はこういうものですと十分議論した上で、自治基本条例に載せるかどうかを議論すべきではないでしょうか。</p>

平井委員	<p>以前、「地域づくり協議会設置要綱」という資料が配られたと思います。考える会で議論しているときは知らなかったと言っているのかどうかわかりませんが、こういうものが平成 20 年 4 月 1 日に施行されていることを後から知りました。協議会は、地域の要望で作られるものなのかどうか知りたいのですが。</p>
松下委員長	<p>地域づくり協議会とはどんなものかまず聞いてからにしましょうか。</p>
事務局	<p>資料をごらんください。趣旨と必要性、地域の現状等書いてあります。</p>
松下委員長	<p>「地域づくり協議会は、統合された地域への交付金・委託金の受け皿になるなど、新しい地域自治の仕組みです。今まで別々に活動することが多かった地域の団体等が、連区単位の「地域づくり協議会」という同じテーブルにつき、地域のことを一緒に考え、決定し、実行します。」と資料にありますね。</p> <p>実際の条例に「地域づくり協議会」という名称を残すのかということではありますが、方向性として、条例の中に新しいしくみを載せるかどうかというのが分かれ道となります。八木さんの意見は、市民と議論した上で、載せるべきだという意見ですね。</p>
岩原委員	<p>この要綱は昨年 4 月から施行されていますが、八木委員がおっしゃるように、意見を広く聞くべきということになりますと……。要綱というのは議会はなしで行政サイドだけで出来るものですか。出来るということは、要綱が拙速だったということになるのでしょうか。すでにスタートしている要綱との整合性の問題もあると思いますが。</p>
八木委員	<p>これから我々議員はこれがよかったのかどうか一般質問で出すと思います。また、来年には北方と向山でやると言っています。議員としては、西成が成功しているかどうか、協議会が正しく機能しているかどうかを検証すべきだと思いますので、今、条文に載せるのは早いというのではないかという心配があります。</p>

石井委員	<p>一宮市の現状はわかりませんし、西成連区の検証も必要だと思いますが、大事なことは、言葉を残すかどうかということよりも、分権、すなわち「地域に権利やお金の使い方を委ねる仕組み」を自治基本条例に謳うかどうかだと思います。私は、謳うべきだと思います。その仕組みとして地域づくり協議会が適切かどうかは議論があって、今このタイミングで地域づくり協議会を載せるのは微妙な時期だとは、お話を伺って感じました。ですが、豊田市のようなざっくりとした書き方になるかどうかはわかりませんが、分権して地域の中で仕組みが出来ていく方が一宮市はうまく回っていくのではないかとということで、こうした方向性は条例に書き込むべきものだと思います。</p>
鵜飼委員	<p>私も連区長会の会長をやっておりますが、載せる必要はないと思います。西成連区については、やってみるかという簡単なつもりでした。西成では必死になって一生懸命やっていますが、まだ、成功するかどうかわからない状態で載せる必要はないと思います。</p>
石井委員	<p>仮に西成連区が失敗したとしても載せるべきだと思います。失敗したら修正すればよいですし、方向性としての都市内分権を進めていくことはこの条例に載せるべきだと思います。リニューアルも検証もどんどんやればよいと思います。</p>
古池委員	<p>豊田市は「都市内分権」と「地域自治区の設置」という言葉を使っていますね。これがどういうものか教えていただきたい。合併して、広域的にわたる周辺地域において分権を進めていこうとするものなのか、旧豊田市内を含んでのことなのか、地域自治区とはどういうものなのか、一宮市にもあります地域審議会とは関わってくるのか。地域の人たちが、自助をやっていくというのは、こういった地域のありよう、一番いいものがあれば、市民参加を進めるためにも仕組みを作っておいたほうがよいと思います。地域づくり協議会は行政の一部を負担することになると思いますが、方向として、受け皿としての地域の仕組みを作るということには賛成です。</p>
松下委員長	<p>鵜飼さんも現状でよしということではなくて、さまざまな実</p>

平井委員	<p>験をされているということですね。</p> <p>私は観光ガイドボランティアとして全市を見ました。西成地区は、大人も子どもも全部行事に出てくるとか、公民館の使用方法とか、他の地区より進んでいるなと思いました。ですが、聞くところによると6つの地区に分かれてバラバラにやっているということで、私の最初の印象とは違うなとも思いましたので、やはり検証は大事だと思います。が、市民の目線で提言していますので、取り上げていただけたらなあと思います。</p>
谷口委員	<p>①の「住民自ら設置することができる」という仕組みはいいと思います。行政が作れというのではなく、地元が作るというのなら設置できます、予算措置もしますということはいいいと思います。豊田市は、合併前の旧自治体の歴史・風土・コミュニティを維持するような、セーフティガードのような意味合いが強かったと思うので、少し違うと思います。まさに一宮方式である、自らの判断で連区で立ち上げるということであれば①が大切であって、②以下は解説での対応で十分かと思います。ただ、正直言うと分かりにくいですね。今までの組織をさらにというわけですから、どれがどれという感じはありますね。周知徹底をどうしていくかということもありますし、八木委員が心配していることにつながっていくとも思います。</p>
一色委員	<p>地域づくり協議会は法律に基づくものではありません。地域自治区とは全く違います。地域づくり協議会へは、今まで事業ごとに出していた補助金をひとくくりにして総額をお渡しします。それを自由に使っていただけるというものです。使い道の範囲が広がったということです。そのお金の使い道については協議会を立ち上げ、しっかり議論していただくということです。豊田市のような地域自治区は、法律に基づき市長の権限を委譲するもので、全く別物です。</p>
松下委員長	<p>地域自治に合った仕組みを作って住民自ら考えていくという方向をこの条例に書いていくということが主眼ですね。</p>
太田委員	<p>市の当局はどう考えているかというのもありますので、副市</p>

山口（善）委員	<p>長にご意見を聞いてみたいですね。</p> <p>名称は別としまして、本来の目的は、縦割りではなく、地域で考えて事業を進めていただきましょうというものです。使い方は地域にお任せしますという方向性です。地域の方が手を挙げていただかないと進まないのですが、行政としてはそういう方向へ進んでいくのが望ましいのではないかと考えます。名称だとか予算の付け方はこれからの問題ということで、西成連区を検証しながら修正すべきは修正し、方向性としては、地域内主権を進めていくべきだと思います。</p>
鵜飼委員	<p>連区長も1年交代で変わられる方が多いです。今のことをわかってもらえるよう行政からも説明していただきたい。</p>
松下委員長	<p>まとめますと、名称は別として、①の部分は大事だということです。行政も、豊田市の「都市内分権の推進」の後半にあるように、「住民が自ら考え実行するための施策を講じます」という部分でまとめたいと思います。細かいところは、解説に書くというところで行きたいと思います。名称は変わるかもしれないし、条例に書いてしまうと動きがとりづらくなるので、方向性と施策を講じますということで行きたいと思います。</p> <p>だいが長丁場ですので、今日はこれで終りたいと思います。</p>
事務局（企画政策課長）	<p>お手元の「自治基本条例素案検討委員会日程（予定）」をご覧ください。次回第5回は、10月24日（土）午後1時30分より、会場は、本日と同じ、一宮市民会館の1階大会議室です。よろしく願いいたします。また、冒頭に説明をさせていただきましたが、11月8日（日）と年明け1月11日（月・祝）の2回を追加しました。お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いします。</p> <p><u>会議終了（16：30）</u></p>